

日調連発第6号  
令和6年4月4日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

相続人申告登記に係る法務省民事局長通達について（参考送付）

この度、法務省民事局民事第二課から、本年3月29日付け日調連発第406号をもって参考送付しました「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（相続人申告登記関係）（通達）」（令和6年3月15日付け法務省民二第535号）に関連し、下記の通達が発せられたとの情報提供がありましたので、参考のため送付します。

記

- 令和6年3月22日付け法務省民二第551号  
民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（所有権の登記の登記事項の追加関係）（通達）
- 令和6年3月22日付け法務省民二第552号  
不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（ローマ字氏名併記関係）（通達）
- 令和6年3月27日付け法務省民二第553号  
不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（旧氏併記関係）（通達）

